

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬庫）

平成27年4月
経済産業省

1. 施設の種類

火薬庫（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性を有する火薬類を貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。
- ・ 貯蔵施設内への作業者・見学者等の出入者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付

電話 03-3501-1870

FAX 03-3501-6565